

アジア法研究班

小野幸二

(法学部教授)

尾中普子

(法学部教授)

野口昌宏

(法学部助教授)

中間報告

1 当研究班は、その研究の一端として、アジアの著作権法、特に中国の著作権法の生成とその発展についての考察を試みるものである。すなわち、ここ数年、アジア諸国は、著作権関係の国内整備に向って一斉に動き出している。たとえば、韓国著作権法は、1987年7月1日から施行されており（本則103条、付則8条からなる）、シンガポールも1987年に著作権法が制定されている等である。

このような状況の下で、当研究班は、1990年9月7日公布され、1991年6月1日施行の中国著作権法について、その歴史的背景とその変遷およびその規定の検討を重ねて行く予定である。

2 その主な資料としては、1. 中国基本法令集（中国研究所編、日評、法セミ）、2. 中国の著作権法案の審議（ジュリ、1990、3、1、95p）、3. 中国における民法通則規定とその背景（法律時法 60—5 (88、5) 66頁）、4. 中国民法（ジュリ、NO. 785 (83)）、5. 中華人民共和国著作権法全文（原文・国家版権局印1990年9月8日）、6. 中華人民共和国著作権法（翻訳・JASRAC国際室）、7. IP・ASIA (1988~1989~1990~)、8. COPYRIGHT IN THE PEOPLE'S REPUBLIC OF CHINA A FOREIGNER'S GUIDE (CARDOZO ARTS 1 & ENTERTAINMENT LAW JOURNAL VOLUME' 7, 1988, NUMBER 1) 等を入手している。

現在は、8の資料の検討の途中である。その主な内容は以下に記する所である。

中国（People's Republic of China）における著作権法立法の 経緯に関する概略

1979年以来、中華人民共和国（PRC : People's Republic of China）は、文化大革命の

時まで事実上存在しなかった法制度の再建にすみやかに取り掛かっており、この再建の一部としてまた社会的経済的発展をうながすために、中華人民共和国政府は、広範囲にわたる新しい法律を制定している。これらの中で、商標と特許に関する法律が1982年と1984年に制定されたが、これらは国内の意匠考案者と外国の投資や外国技術の流入を奨励するものであった。したがって、これとは別に著作権法によるコンピューターソフト保護法と不公正競争防止法などの制定の準備の努力も同時に行われてきた。

著作権の保護のための条件をつくる方向に向けられた活動範囲は、とりわけ広範囲であり、著作権問題、著作権紛争に関する裁判所や行政機関による積極的な受理、地域的な紛争の仲裁、情報事務所やさまざまな教育活動の確立などをあつかう当座の規制の創設を含んでいた。

まず、1985年に、国家評議会は、国家著作権管理委員会を設立した。そして、1986年に全国人民代表会議は、民法典の一般原則（民法通則）を制定したが、それには著作権の保護のための広範な規定を含んでいる。また、中国当局は、著作権法の多数の草案と同様に万国著作権条約（UCC）とベルヌ条約（Berne Convention）への加盟を検討してきている。

しかし、伝えられているところによると、著作権法は、全国人民代表会議の常置委員会で1987年10月の会期中に制定を予定していたが、その後延期されてしまった。1949年における中華人民共和国の創立時の中国（Chaina）には、著作権が存在したにもかかわらず、これらの法律が広く遵守されたり理解されていた証拠はなく、このような著作権の精通についての欠如は、今日も続いており、他の発展途上国の場合のように著作権法の制定の遅滞と外国の著作物への保護の遅滞は、著作権の経済的な費用についての理解力に原因があると考えられる。さらに加えて、中国の立法者達は、国家の経済改革と「門戸開放」政策によって、発生している別のプラクティカルな問題やイデオロギー上の問題に直面しており、これらの立法者達は、極端に異なった早さで経済改革が進められている中国の各地における将来の法律相互間の関係を考慮しなければならないことになる。

1. 国内著作権法の検討に対する展望

図書や録音およびフィルムを含む著作権の伝統的な主要問題は、中国においてさまざまな行政機関によって、過去数年間にわたって次第に発せられた規制のもとで基本的な保護を受けている。しかしながら、これらの規制の漠然性とそれらが立法上承認されていなかったという事実のために、広範な著作権法の必要性が広く受け入れられるようになった。すなわち、1988年4月29日に、中国の新聞は、著作権法案が審査のために国家

評議会の法律部門に提出されたということを報道した。それによると国家人民評議会の常置委員会によるその法律の制定が、2年以内に行われる予定だが、かなり遅れる可能性があると言うことである。しかしながら、アメリカ合衆国からの継続的な圧力があるにもかかわらず、将来の著作権はおそらく、コンピュータソフトウェアにたいする保護にはおよばないとされる。それにもかかわらず別の特別法が一般に考慮されているけれども、このような法律は少なくとも、3、4年の間には制定されそうもないということである。

この著作権法の制定の時期をめぐる不確実性は、部分的にはその主要問題の複雑さにもとづいているが、また同時に中華人民共和国の立法過程内部の論争にたいする、詭弁の増大と寛容に原因しているといわれる。すなわち、最近まで国家評議会の法律部門に提出された全ての法案は、事実上、実質的な修正なしに可決された。しかしながら、最近の2年間に国家評議会内部の諸委員会は、破産法や企業法のような重要な改革修正法の可決の一連の遅滞に根ざしたさまざまな立法行為について「激論」がなされていると報じられた。同様に、新聞報道が、これらの法律の制定を確信を持って予想したにもかかわらず、1987年における著作権法案がたな上げになってしまったことは、立法者側に著作権に対する根強い保留の気持ちがあることをはっきりと示しているのである。

著作権法の草案をめぐる論争は、広く公表されているが、他方で、著作権法制定に対する保留の気持は、以下に指摘するいくつかの実際上とイデオロギー上の問題から生ずるのである。すなわち、

(1) 関係者の不十分な教育

詳細な著作権法が、裁判官、法律家、出版者、版元、創作者がいまだ不十分にしか教育を受けていないという、極端に複雑な問題を提起するだろうという多くの懸念があること。

(2) 裁判官における訴訟の増大の懸念

著作権法とその制定に対する一般社会の理解は、不適切な訴訟を助長するであろうという懸念がること。換言すれば、少なくとも著作権上の紛争が、重大な経済的、犯罪的問題であると認められていることに対して、すでにきわめて多忙になっている裁判所をよけいに苦しめることになるであろうという法律関係者の懸念があるといわれる。これらの委員達は、社会の利益は、紛争解決のための行政上の手段と同様に、著者に対する賠償を決める現行の規則によって、十分に間に合うと思っているようである。

(3) イデオロギー上の問題

毛沢東時代の「階級闘争」は、しばしば集団としての知識人に向けられたが、今日の中国では階級としての知識人の不信が、非常に強い。したがって、たいていの創作者は、知識人だと思われるので、著作権の拒絶は、ある程度教育を受け階級を抑圧してそれによって平等主義の理解を維持しようとするイデオロギー上の傾向の現れである。またさらに、私有財産の概念それ自体が、財産の所有は例外なく常に人民を犠牲にしているというように考える、初期のオーソドックスな共産主義者の教義と矛盾しているのである。したがって、このことから無体財産に対する権利である著作権を、概念上おそらく認めることも困難であろうと考えられる。

(4) 著作権の国際的な影響

かつての国内法が、国際的な著作権法条約のひとつに加盟させようとする大きな圧力を受けるような立場におかれているということが、中国の著作権の専門家に広く認められている。ひとたびこのようなことが起こると中国は著作権の輸入国になるであろう。その結果として、他の一般の中国人たちは、外国の作品を条約に従った厳密な条件で保護することは、出版者や消費者にとうてい受け入れられがたい経済的負担をもたらすことになる。そして、学生や研究者のために必要とされる教育的、科学的著作物への利用をそこない、国が持っている外貨の保有を不必要に流失させてしまうという不安を他の発展途上国の人たちと同様に持っている。

このようなことから、多くの中国人たちは、国家が外国の著作物の保護によってもたらされる問題を、より経済的かつ行政的に扱える準備が出来るまで、国内法の制定は延期されねばならないと確信している。したがって、以下、この問題に対して、著作権法の可決の時期、国際条約への加盟、外国の著作権者が現行の規則や慣行の下で保護を取得するためのさまざまな方法について検討する。すなわち、1987年と1988年に発展的に改正された著作権法の草案の内容について検討し、論争の解決手段を含む著作権問題と行政のあり方を検討することとする。

またさらに、中国における書物、フィルム、ビデオ、録音、コンピュータソフトなどの現在の市場、著作権の認可に関する外国との相互交換問題、外国の著作権の許認可のための勧告などを取り上げる。最後には、中国の法律誌や大衆誌によって報道されている著作権侵害（違反）の問題を取り扱う予定である。